

牧野地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規定

(事業の概要)

第1条 この規程は、社会福祉法人早川福祉会が開設する牧野地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的と運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。))に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、高岡市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 牧野地域包括支援センター
- (2)所在地 高岡市中曽根 2343 番地 グリーンモール中曽根 B 棟

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、センターの担当職員その他の従業員の管理、指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮等を一元的に行う。

(2)担当職員

保健師または看護師 1名以上

主任介護支援専門員 1名以上

社会福祉士 1名以上

担当職員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日

ただし、年末年始(12月31日から翌年1月3日)を除く

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)前号の規定によらず、緊急対応が必要な場合に備え、常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法と内容)

第6条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 センターは、指定介護予防支援を提供する担当職員を選任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。

3 センターは、担当職員を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行う。

4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めることとする。

(3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の

留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。

- (4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て決定し交付する。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従う。
- (6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重する。

(介護予防支援に係る費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高岡市牧野地区とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、高岡市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第10条 センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施

する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) センターは、介護予防支援等サービス提供中に、当該センター従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(災害時の対応)

第 12 条 センターは地域において発生しうる災害リスクに対して、不足の事態が発生した場合に、初動の対応から通常への回復までの業務を円滑かつ適切に行い、利用者への影響を最小限に留めるように努める。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 前項に規定する研修の実施に当たっては、高岡市及び他の指定介護予防支援事業者との連携を図ることとする。

3 センター及び担当職員その他のセンター従業員は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。

4 センターは、担当職員その他のセンター従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

5 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高岡市、社会福祉法人早川福祉会及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1.この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

2.この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。